

平成31年度 生活環境部の運営方針

生活環境部長

鈴木 勝

生活環境部の組織体制

| | |
|-------|-------|
| 市民課 | 水道課 |
| 環境推進課 | 小笠市民課 |
| 下水道課 | |

基本方針

- 窓口業務の的確な処理、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営を行うとともに、親切丁寧な対応による良質な窓口サービスの提供に努めます。
- ごみ・廃棄物の適正処理や公害対策など生活環境の保全、また、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を減らす循環型社会の構築に取り組みます。
- 下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進により生活排水処理を進め、河川等の水質浄化に努めます。
- 水道施設の計画的な整備、維持管理を実施し、安全で安定した水道水の供給に努めます。

現状と課題

- 窓口サービスの向上
窓口業務においては、多くの市民と日常的に接する市役所の顔であり、親切・丁寧な接遇スキルやお客様満足度の向上や業務改善などに取り組むことが一層重要になっています。今後も委託を継続し、委託業者・職員ともに適切な接遇に努めてまいります。
- 国民健康保険事業の健全な運営
国民健康保険は地域住民の健康の保持・増進、生活の安定に重要な役割を果たしている一方で、被保険者の年齢が高く医療機関を受診する機会が多いため医療費水準が高い、他の医療保険と比べ被保険者の所得が低いなどの構造的な問題を抱えており、財政状況は厳しいものとなっています。このため、昨年度から県も保険者となり、安定的な財政運営や効率的な事業確保等の運営の中心的な役割を担っておりますが、本市における被保険者1人あたりの医療費は年々増加する傾向にあり、このことが本市の国民健康保険財政に大きな影響を及ぼしております。
- 循環型社会の構築
ごみの分別や資源化による排出量抑制のため、市民・企業・行政が一丸となって3R(リデュース＝発生抑制・リユース＝再使用・リサイクル＝再生利用)を推進する必要があります。特に、可燃ごみを減らすため、生ごみ対策への取り組みが求められています。
- 次期環境基本計画の策定
現行の菊川市環境基本計画は、平成31年度に満了となります。近年、環境を取り巻く諸状況は変化しており、持続可能な社会の実現を図っていくことが求められます。このような状況を踏まえ、市の環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する次期環境基本計画を策定する必要があります。
- 河川等の水質浄化
下水道事業については、国から平成38年度までの10年概成(概ね完成すること)が示されており、第4期事業計画区域の整備を進めるとともに下水道への早期接続を促進します。
また、生活排水の処理を一層進めるため「浄化槽設置事業費補助金制度」を周知し、合併処理浄化槽への付け替えを推進する必要があります。
- 水道水の安定供給
水道管理を徹底し、計画的・効果的な施設の管理及び管路の改良を進め、管路耐震化率を向上させるとともに、水道事業を継続していくために中長期的な経営基盤の強化を図り、安心して安全な水道水の供給と安定した水道事業経営の維持に努める必要があります。

重点的に取り組む施策・事業

| | 重点施策・事業 | 取組内容 | 達成目標 |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 特定健康診査・特定保健指導の実施 | <p>年々増加している医療費を抑制するため、特定健診の受診率向上に努めます。</p> <p>①引き続き、集団健診の開催、総合検診と特定健診の同時実施に取り組みます。</p> <p>②市独自のポスターやチラシ、車両広報等による制度の周知徹底を図ります。</p> <p>③受診率の低い若年層への啓発活動（40～50代を対象とした電話での受診勧奨等）を検討、実施します。</p> <p>④保健指導体制の充実のため、保健師の確保や事業の委託について検討します。</p> | <p>特定健診受診率を46%以上とします。</p> <p>(平成29年度確定値：42.4%)</p> |
| 2 | ごみ・廃棄物の適正処理(循環型社会の構築) | <p>ごみは、捨てるべきものではなく資源として捉えることのできる社会を構築するため、家庭・自治会・企業(事業者)などを取り込み、ごみ減量並びに資源化の推進を図ります。</p> <p>家庭系ごみの抑制については、家庭・自治会に対して、ごみ減量・資源化の啓発活動を行います。また、家庭系ごみ出しマニュアルの改定や次期一般廃棄物処理基本計画の策定準備を進めます。</p> | <p>環境資源ギャラリー一搬入家庭ごみの1人1日あたり排出量を前年度実績以下にします。</p> <p>(平成29年度確定値：422g/人・日)</p> |
| 3 | 次期環境基本計画の策定 | <p>菊川市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための次期環境基本計画を策定します。</p> | <p>平成32年3月末までに「次期環境基本計画」を策定します。</p> |
| 4 | 汚水処理人口普及率の向上 | <p>生活環境の改善・水質浄化の取り組みとして汚水処理人口の増加を図ります。</p> <p>①下水道第4期事業計画及び経営戦略による計画的な管渠整備を実施します。</p> <p>②下水道への早期接続を促すため、工事・供用開始説明会や広報紙などによる「早期接続促進施策」の周知、未接続世帯への早期接続依頼通知の発送・戸別訪問を行います。</p> <p>③チラシ配布やHPなどにより現行の浄化槽設置事業費補助金制度が最終年度となることを広く周知し、くみ取り便所及び単独処理浄化槽から合併浄化槽への付け替えを推進します。</p> | <p>下水道接続率を80%以上とします。</p> <p>(平成29年度確定値：78.6%)</p> |
| 5 | 水道管路の整備及び改良 | <p>安全・安心な水道水の継続的な供給のため、老朽管更新事業等を活用しながら、水道施設管路耐震化計画に基づき、管路の整備・改良と基幹管路の耐震化を進めます。</p> | <p>水道施設基幹管路の耐震化率を55%にします。</p> <p>(平成29年度確定値：50.3%)</p> |